

天塩川「公募型樹木等採取」参加者募集

～河川敷樹木の有効活用を目指して～

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、自ら採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行的に下記のとおり実施します。

公募型樹木等採取を行うことで、河川樹木等を有効活用するだけでなく、河川敷を維持管理するための視界の確保や洪水時に安全に水を流すことができるようになります。

なお、本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

記

- 1 募集期間 平成30年9月10日（月）から平成30年10月12日（金）まで
- 2 採取期間 平成30年11月上旬から平成31年2月上旬を予定
- 3 採取予定場所 天塩郡幌延町幌延地先 天塩川高水敷（天塩大橋上流右岸）※別紙位置図参照
- 4 採取可能面積 約9,000㎡
- 5 応募方法 参加者募集要項（別紙）を参照の上、「公募型樹木等採取試行参加申込書」により郵送又はEメールで申込み。

【応募先】

郵送：〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延 153-2 幌延河川事務所 河川課工務係 宛

Eメール：hkd-rm-horonobekasen@ml.mlit.go.jp

※参加者募集要項及び参加申込書は留萌開発建設部ホームページに掲載しています。

（参加申込書は、本報道発表資料に添付していませんので、ホームページを参照願います。）

『留萌開発建設部 HP アドレス』：<http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局

電話 01632-5-1231

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課長 渡邊 尚宏(内線22)

工務係長 横山 享平(内線24)

留萌開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/index.html>

公式ツイッターTwitter アカウント @mlit_hkd_rm



天塩川（幌延町内）公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

平成30年9月10日
留萌開発建設部幌延河川事務所

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、自ら採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行的に実施します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「公募型樹木等採取試行参加申込書」により期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「公募型樹木等採取試行参加申込書」に必要事項を記入し、10月12日（金）までに郵送又はEメール（PDF形式）で以下の宛先まで応募してください。

応募先

郵送：〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2
留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 工務係
Eメール：hkd-rm-horonobekasen@ml.mlit.go.jp

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当する者
- ハ) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 税・採取料・占用料を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ) その他、幌延河川事務所長が参加不適格と判断する者

3. 樹木等採取の概要

イ) 採取期間：平成30年11月上旬から平成31年2月上旬を予定。

ロ) 採取予定場所：天塩郡幌延町幌延地先 天塩川高水敷（右岸：天塩大橋上流KP19.0）

ハ) 採取可能面積：約9,000㎡

ニ) 主な樹種：シラカンバが主体

ホ) 想定される採取量：直径10cm程度の丸太材が100㎡当り0.2㎡程度

※ 採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
なお採取可能面積とは、全面積であり、小規模でも受付は可能です。

※ 採取量は想定であり、実際の採取量とは異なります。

※ 採取予定場所は、別紙位置図を参照ください。

※ 本箇所については間引き採取としており現地に残していただく樹木についてはピンク色テープリボン付きとなっています。

作業内容は採取・採取物の場外搬出・後片付けです。

※ その他：採取箇所は紅白ポール等を立てております。

4. 樹木等採取者の選定

応募者の中から、応募資格と樹木採取の効果（採取面積や時期、工程などを勘案して判断します）及び確実性などを総合的に評価し、試行に参加していただく方を選定させていただきます。

選定結果につきましては、10月22日までに郵送又はEメールで通知させていただきます。

5. その他

イ) 申込書への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について、幌延河川事務所と事前に協議した上で、許可申請書を提出する必要があります。詳細につきましては選定後に幌延河川事務所から御連絡させていただきます。

ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。

ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、幌延河川事務所長の判断で中止する場合があります。

ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただく場合があります。

ヘ) 期間中の除雪は、進入口は幌延河川事務所で行いますが、それ以外は採取者をお願いします。なお、採取者が複数の場合は各々御協力の下、お願いします。

ト) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 工務係

電話：01632-5-1231

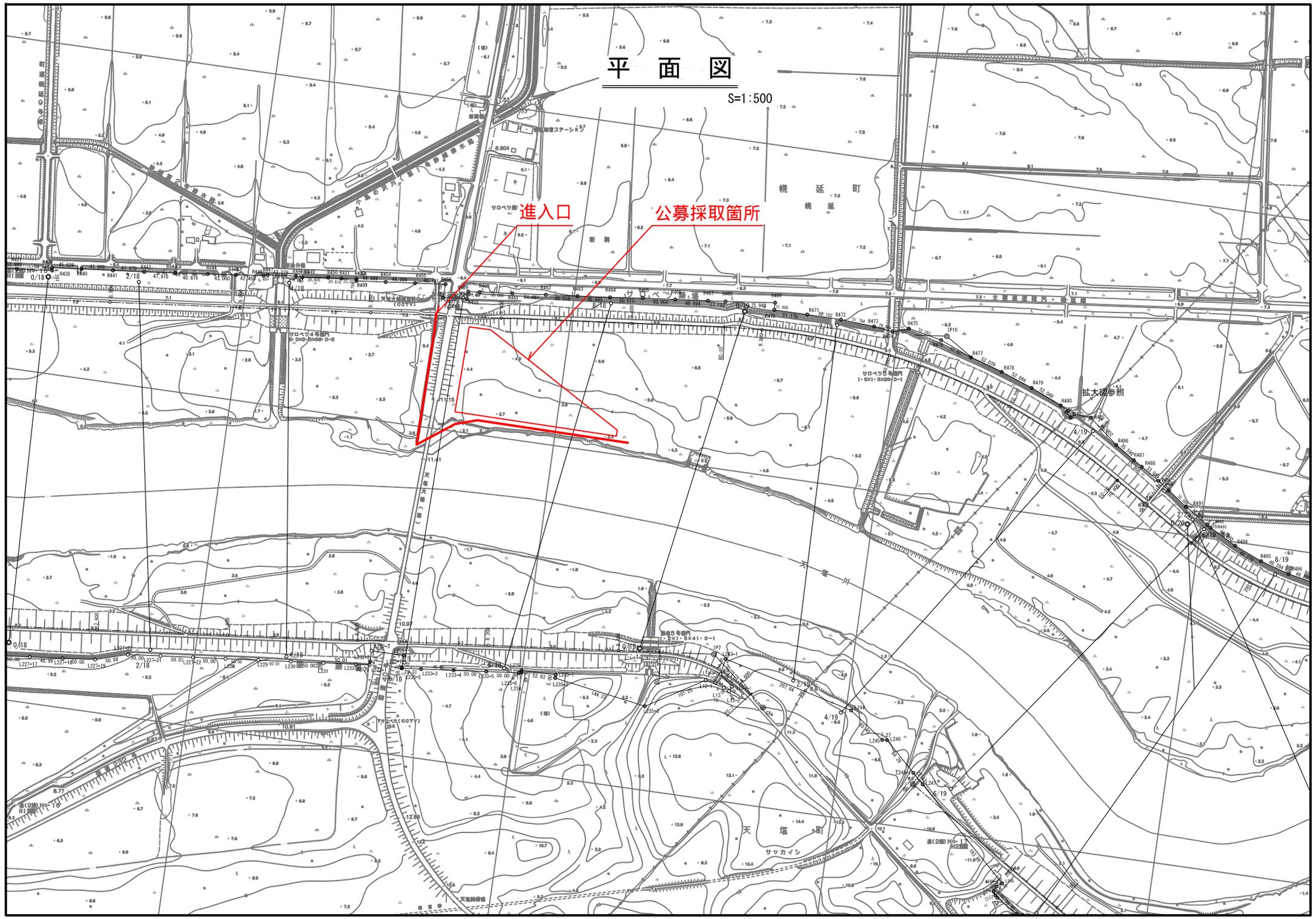
Eメール：hkd-rm-horonobekasen@ml.mlit.go.jp

位置図



平面図

S=1:500



進入口

公募採取箇所

拡大図参照

天
塚
町
サツカイン